

# 人権についてみんなで 考えよう！



人権イメージキャラクター

人KENまもる君・人KENあゆみちゃん



## ◎人権ミニフェスタを開催します！

くわしくは 人権・男女共同参画課 ☎21-5184

市は、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住み良い社会の実現」を目指したまちづくりの取り組みとして、「日光市人権ミニフェスタ」を開催します。今回は、「性の多様性」について考える講演会をはじめ、各種イベントを行います。人権イメージキャラクターや「日光仮面」、日光アイスバックスの「しかっち」も皆さんのご来場をお待ちしています。

- 日時 11月9日(土) 午前11時～午後3時45分
- 会場 中央公民館
- 参加費 無料(託児希望の方は11月1日(金)までに人権・男女共同参画課へ電話)
- イベント (中ホール入り口・展示ホール他) 午前11時～午後1時  
人権擁護委員による人権相談、盲導犬体験、DV・児童虐待防止パネルなどの展示、障がい福祉施設の出店・販売、H.C. 栃木日光アイスバックス選手によるシュート体験、人権啓発風船・綿あめ・ポップコーンの無料配布

### 講演会

午後2時15分～3時45分  
演題 「性別で見る多様性と人権」  
講師 いいだあきる 飯田亮瑠氏  
(ダイバーノン代表)



飯田亮瑠氏

- 式典・講演会 (中ホール)  
午後1時から 受付  
午後1時30分から オープニング (日光少年少女合唱団)  
午後1時50分から 式典  
午後2時15分～3時45分 講演会



日光少年少女合唱団

## ◎人権相談所の特別開設

12月4日(水)～10日(火)の「人権週間」に併せ、通常の人権相談の他に人権擁護委員による相談所の特別開設をします。ご利用ください。

会場	実施日	時間	問合せ先
市役所本庁舎1階協議室112	12月5日(木)	午後1時30分～4時30分	人権・男女共同参画課 ☎21-5184
日光公民館	12月4日(水)	午後1時30分～3時30分	☎市民サービス係 ☎54-1116
藤原公民館	12月4日(水)	午後1時30分～3時30分	☎市民サービス係 ☎76-4104
銅やまなみ館(※)	12月5日(木)	午後2時～4時	☎市民サービス係 ☎93-3112
湯西川公民館(※)	12月19日(木)	午前10時～正午	☎市民サービス係 ☎97-1114

※足尾地域(銅やまなみ館)および栗山地域(湯西川公民館)は、通常の人権相談開催となります

## ◎全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

- 日時 11月18日(月)～24日(日) 午前8時30分～午後7時(土曜・日曜日は午前10時～午後5時)
- 電話番号 0570-070-810 ぜろななぜろの はーとらいん

# あなたやあなたの身近にいる人はDVで悩んでいませんか？

毎年11月12日～25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。また、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

## ◎暴力は人権侵害です

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や内縁の夫、婚約者、恋人などからの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し尊厳を踏みにじる行為です。この機会に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをしていきましょう。

## ◎DVとは

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある者が、あらゆる暴力で相手を支配しようとする行為です。上下の関係にあり、物事の決定権が相手にある状況です。暴力の種類には、身体的な暴力(殴る・蹴る)、精神的暴力(怒鳴る・人格を否定する)、経済的暴力(生活費を渡さない)、社会的暴力(行動を監視する)、性的暴力(性行為を強要する・避妊に協力しない)などがあります。

## ◎一人で悩まず、ご相談ください。あなたを支える人は必ずいます

DVを含む暴力は、重大な人権侵害です。一人で悩まず、まずは相談してください。女性の相談員があなたの相談にのります(秘密厳守)。

また、被害者から相談されたら、専門の相談機関があることを教えてください。

### 相談窓口

相談機関	電話番号
日光市女性相談ほっとライン 月曜～金曜日(午前8時30分～午後5時15分)	30-4140
とちぎ男女共同参画センター相談ルーム	028-665-8720
認定NPO 法人ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993
栃木県警察本部県民相談室	028-627-9110 または#9110

※緊急を要する場合は、110番通報をしてください



## 睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

11月は乳幼児突然死候群(SIDS)対策強化月間です

乳幼児突然死候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気です。

SIDSの予防方法は確立していませんが、次の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

### ①1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査から分かっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。

この取り組みは、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

### ②できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとって



くわしくは  
子育て支援課  
☎ 21-5186

いるな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方が、SIDSの発症率が低いということが研究者の調査から分かっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。

### ③たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなり、呼吸中枢にも明らかに悪い影響を及ぼします。

妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

